

大使館からのお知らせ（ポーランド国内制限の更なる強化について（11月5日））

<ポイント>

○10月10日（土）にポーランド全域に拡大された制限措置が、11月7日（土）からさらに強化されます。主な制限内容は、ホテルのビジネス目的以外の利用の禁止、店舗や教会等での人数規制、全ての学校での遠隔授業化、文化施設やショッピングモールの店舗閉鎖等です。詳細は以下をご参照下さい。また、違反者には罰則がありますので、十分にご注意ください。

○感染予防措置を心がけて下さい。

- 1 11月4日（水）、モラヴィエツキ首相及びニエジェルスキ保健大臣が記者会見を行い、10月10日（土）に開始されたポーランド全域における新型コロナウイルス感染防止のための制限の強化について、最新の感染状況を踏まえ、11月7日（土）から制限をさらに強化する旨を発表しました。現状、今回の追加措置は11月29日（日）までとじていますが、状況により延長されます。制限強化内容等については、以下のとおりです。また、違反者には罰則がありますので、十分にご注意ください。

【制限内容】

- (1) 全ての公共の場において、口と鼻をマスク等で覆うことが義務化。
- (2) 交通機関の乗客を、座席数の50%、又は定員数の30%までに制限。
- (3) ショッピングモール内の店舗（除く食料・日用品店、薬局）の営業停止。（11月29日まで）
- (4) 店舗への入店可能人数が、100平方メートルまでの店舗について10平方メートルに1人、100平方メートル以上の店舗について15平方メートルに1人までに制限され、入店時は、手袋の着用又は手の消毒が必要。（人数制限については11月29日まで）
- (5) 商店、薬局及び郵便局について、月曜日から金曜日の午前10時から正午までは、60歳以上のみ利用可能。
- (6) 飲食店の営業停止（持ち帰り用、配達用のサービス提供は制限されない）。
- (7) ホテルの出張等のビジネス目的以外による宿泊の禁止。（11月29日まで）
- (8) ディスコやナイトクラブの営業禁止。
- (9) 美容室、美容院、タトゥースタジオは、利用中の顧客と店員のみ店内に滞在可能。
- (10) 屋内外を問わず、見本市、会議などの開催禁止。
- (11) 屋内外を問わず、スポーツイベントは無観客で行い、文化的イベントは、観客を座席数の25%までに制限。
- (12) プール、ウォーターパーク及びジム・フィットネスクラブの営業停止。
- (13) 劇場、映画館、博物館、美術館、文化センターなどの文化施設の閉鎖。（11月29日まで）
- (14) 遊園地やテーマパーク等のレクリエーション施設の閉鎖。

- (15) 教会における宗教行事への参加者を、「15平方メートルあたり1人」に制限。
- (16) 冠婚葬祭やその他お祝い等のための集会は禁止。
- (17) 公共の場でのイベントや会議及び集会への参加者は、最大5人までに制限。
- (18) 小学校及び高等教育機関において、実務授業を除きリモート授業の義務化。(小学校については、11月29日まで)
- (19) 学校の開校時間を午前8時から午後4時までとし、16歳以下の未成年は、保護者の同行なしに外出は禁止。
- (20) 療養所・リハビリセンターの運営停止。ただし、現在進行中のものは除く。
- (21) 70歳以上は、職業活動、必要不可欠な場合、宗教的儀式への参加を除き、外出を控えるように要請。

2 新規感染者数が急増しています。引き続き、マスク着用や手洗い（含む消毒）、うがい及びソーシャル・ディスタンスの確保など、予防措置を心がけて下さい。

(問い合わせ先)

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00~12:30、13:30~17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください(閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うこととなります)。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html